

2025年度 A O F A 第13回青森県シニアサッカーリーグ実施要項

- 1 目的 青森県内のシニアサッカー人口の拡大、地域間交流、地域スポーツの振興、シニア年代の健康づくりを目的とする。
- 2 主催 一般社団法人青森県サッカー協会
- 3 主管 一般社団法人青森県サッカー協会 シニア委員会
- 4 期日 2025年5月～10月まで
※市町村のイベントに配慮し組合せを行う。基本的に日曜日・祝日など休日に開催する。
- 5 会場 青森市スポーツ広場多目的球技場及びサッカー場、青森市スポーツ会館
八戸市東運動公園陸上競技場、三沢市市民の森サッカー場、弘前市総合運動公園球技場
十和田市若葉球技場、五戸町ひばり野公園陸上競技場 ほか
※参加チーム数により、会場、日程を決定する。
- 6 参加資格
 - (1) 参加資格は、次年度の各年代の東北大会の基準年齢と同一とする。
 - (2) 本大会に参加を希望するチームで、選手は次の年齢基準を満たしていること。
 - ① 40歳の部 1987年(昭和62年)4月1日以前に生まれた選手で構成するチーム
 - ② 50歳の部 1978年(昭和53年)4月1日以前に生まれた選手で構成するチーム
 - ③ 60歳の部 1968年(昭和43年)4月1日以前に生まれた選手で構成するチーム
 - ④ 70歳の部 1958年(昭和33年)4月1日以前に生まれた選手で構成するチーム
 - ⑤ 40歳及び50歳の部は、(公財)日本サッカー協会(以下、「日本協会」という。)に「シニア」種別で加盟登録した単独チームであること。
 - ⑥ 60歳の部及び70歳の部は、日本協会登録選手により構成されたチームであること。
 - (3) 上記の各部の基準年齢を満たしている場合、1種登録している選手も参加できる。
 - (4) 実施年度日本協会に登録された選手とする。
 - (5) 選手は傷害保険に加入すること。
- 7 チーム編成及び登録
 - (1) 1チームに登録できる人数に制限はない。
 - (2) 年齢基準を満たしている選手は、異なる年代の部のチームに同時にエントリーすることを可能とする。但し、各年代より下の年代へのエントリーのみ(例：60歳の部エントリー選手が50歳の部にエントリー、50歳の部エントリー選手が40歳の部にエントリー)。
 - (3) 同年代の部で2つ以上のチームにエントリーすることは出来ない。
- 8 競技方法
 - (1) 競技は0-40、0-50及び0-70は各部1回総当たりリーグ戦方式、0-60はホームアンドアウェー2回総当たりリーグ戦方式とし、総合勝ち点で順位を決定する。勝ち点と同じ場合は得失点差、得失点差が同じ場合は総得点の多い順とし、総得点も同じ場合は直接対決の結果で順位を決定する。直接対決の結果が同じ場合は抽選で順位を決定する。
 - (2) 競技はすべての年代で11人制とし、うち1名はゴールキーパーとする。試合は8人以上で成立する。
 - (3) 1試合に登録できる選手は25人以内とする。
 - (4) 監督は選手を兼ねることができる。
 - (5) 勝ち点は3点、引き分けは1点、負けは0点とする。

- (6) 競技時間は、O-40 及び O-50 を 25分－10分－25分、O-60 及び O-70 を 20分－10分－20分とする。
- (7) 選手交代は、再交代を適用する。(一度退いた競技者も再び出場でき、何回でも交代可能とする。)

9 審判割当

審判は開催地の審判委員会に派遣依頼するが、もし開催地の審判委員会で審判を確保できないときは帯同とすることができる。この場合、審判は原則対戦するチーム以外から選任することとする。

10 競技規則

今年度の日本協会の競技規則によることとし、以下のとおり選手の用具等の運用緩和を適用する。

- (1) ソックスのテープ等の色は問わない。
- (2) アンダーシャツの色は問わない。原則チーム内同一のものを着用する。
- (3) アンダーショーツ及びタイツの色は問わない。原則チーム内同一のものを着用する。
- (4) ユニフォームは1着以上を持参(2着以上が好ましい。)
- (5) 対戦するユニフォームの色が判別しがたい場合、主審がいずれかのチームにビブス等を着用させる。
- (6) ユニフォームのデザイン、ロゴ等が異なっても、主たる色が同系色であれば着用することができる。
- (7) ゴールキーパーのショーツ、ソックスはフィールドプレイヤーと同系色でもよい。

11 懲罰

- (1) 一般社団法人青森県サッカー協会(以下、「本協会」という。)規律・裁定委員会規則第7条に基づき、A O F A 第13回青森県シニアサッカーリーグに大会規律委員会を設置し、本協会規律・裁定委員会は、日本協会の懲罰規程第3条(以下、「懲罰規程」という。)により委任された所管する懲罰権の一部を懲罰規程第25条に基づき当該大会規律委員会へ再委任する。
- (2) 前項の再委任の範囲は、戒告、譴責及び1試合以下の出場停止処分の懲罰に限るものとする。
- (3) 本大会期間中に警告を2回受けた選手等は、次の1試合に出場できない。
- (4) 本大会において退場を命じられた選手等は、自動的に次の1試合に出場できず、それ以降の処置については、本協会規律・裁定委員会にて決定する。

12 表彰

各部の優勝及び準優勝チームには賞状を授与し、次年度 THFA 東北 O-40・50・60 サッカー大会の出場枠を与える。

13 その他、競技・運営についての詳細は別に運営細則で定める。

14 参加申込

- (1) 申込先 参加チームはシニア委員長宛てに「参加申込書」を送信すること。
- (2) 申込期限
令和7年4月30日(水)午後5時まで必着
- (3) 参加料振込先 参加申込期限までに指定の口座へ振り込むこと。
 - ①納入後の参加料は返金しない。
 - ②大会参加に係る経費は、すべてチーム負担とする。
 - ③自然災害により大会を中止した場合、旅費・宿泊費は補償しない。
 - ④何らかの理由により予算が不足したときは、追加徴収する場合がある。